

### 遺言代用信託について

遺言代用信託とは、委託者が、自分の生存中は自分を受益者とし、死亡後は自分の子・配偶者などを受益者とするといった形で設定する信託です。

例えば、相続が発生したときに、葬儀費用や当面の生活費などの必要な資金を、予め指定された受取人が速やかに受け取ることができるような商品や、長期に亘って、顧客のニーズに合わせた金銭の支払いを行うなどオーダーメイドの財産管理ができる商品があります。

信託の財産管理機能を活かし顧客のニーズに合った制度設計ができる遺言代用信託は、平成 24 年度以降、急激に件数が増加しており、平成 21 年度上半期から平成 28 年度上半期までの新規受託件数の累計は、14 万件を突破しました。

#### <遺言代用信託の新規受託件数の推移>

(件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
上半期	1	19	22	2,519	20,985	27,852	16,117	9,080
下半期	12	26	45	15,407	24,574	13,196	12,998	
年度合計	13	45	67	17,926	45,559	41,048	29,115	
累計	13	58	125	18,051	63,610	104,658	133,773	142,853

### 相続関連業務について

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務があります。

相続関連業務には、遺言書の保管・執行業務と遺産整理業務があります。

#### <遺言書の保管・執行業務>

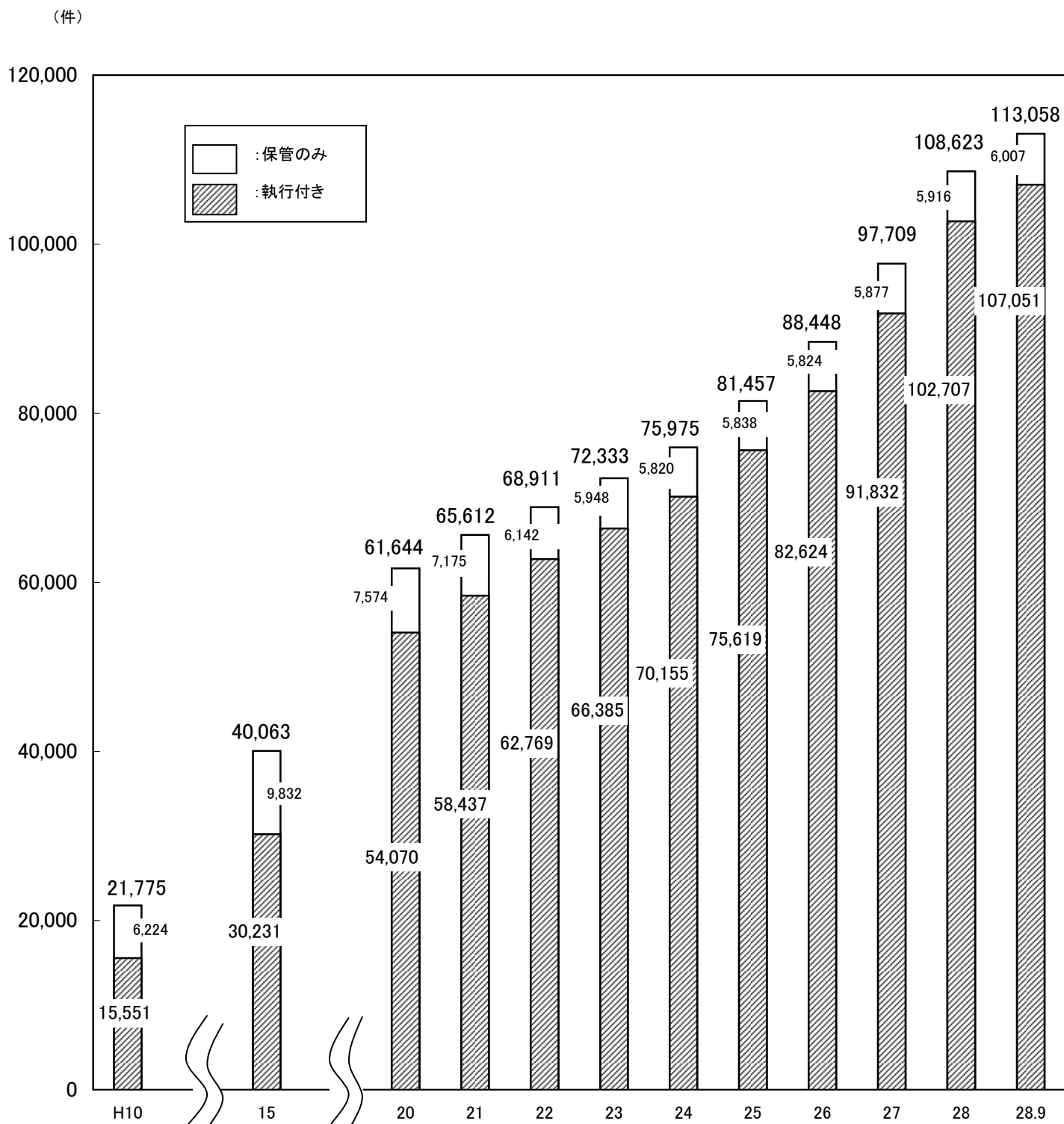
財産に関する状況の調査、遺言書の作成、遺言書の保管の引き受けを行います。相続開始時には、遺言執行者として財産に関する遺言の内容を実現するための任務（不動産の管理、売却処分や預貯金・株式などの名義変更や換価処分）を行います。

その取扱状況は、別紙のとおり増加傾向にあり、平成 28 年 9 月末現在で 11 万件を突破しましたが、特に近年は、遺言書の保管から執行まで引き受ける形の契約が増えております。

#### <遺産整理業務>

相続が発生して手続に悩む相続人や遺族からの依頼により、遺産相続手続を代行する業務です。財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産分割手続を行います。

### 遺言書の保管件数の推移



(注) 上記は、各年の3月末現在および平成28年9月末の件数。